

第24期第33回新居浜市農業委員会総会議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 令和5年2月6日（月曜日）13：30～15：10

(2) 会議の場所 市庁舎5階 大会議室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 農業委員

第 1 番	片 上 和 彦	第 1 1 番	高 橋 征 三
第 3 番	藤 田 幸 正	第 1 2 番	小 野 春 雄
第 4 番	村 上 壽 一	第 1 4 番	伊 藤 繁 次 郎
第 5 番	塩 見 敏 夫	第 1 5 番	土 岐 若 水
第 6 番	寺 尾 俊 行	第 1 6 番	伊 藤 慎 吾
第 7 番	横 井 直 次	第 1 7 番	渡 邊 勝 俊
第 8 番	藤 田 健 太 郎	第 1 8 番	松 木 ワ カ 子
第 9 番	宇 野 賀 津 美	第 1 9 番	山 口 三 七 夫

(2) 農地利用最適化推進委員

第 1 番	岡 田 悅 明	第 9 番	田 坂 健 次
第 2 番	安 藤 育 雄	第 1 0 番	眞 鍋 哲 哉
第 3 番	加 藤 宏 司	第 1 1 番	竹 林 義 孝
第 4 番	岩 崎 紀 生	第 1 2 番	池 田 辰 夫
第 6 番	井 下 八 郎	第 1 3 番	高 橋 秀 実
第 7 番	高 橋 真 次	第 1 4 番	神 野 鉄 治
第 8 番	藤 田 隆		

(3) 欠席委員 4人

農業委員	第 2 番	岡 田 充
農業委員	第 1 0 番	古 川 一 豊
農業委員	第 1 3 番	曾我部 英 敏
推進委員	第 5 番	小 野 義 尚

3 会議に出席した事務局職員

事務局長	近藤 弘二	事務局次長	藤田 美保
農政係長	中森由紀子	主任	井上 貴清
会計年度任用職員	齊藤 麻里		

4 傍聴者

なし

5 議事日程

農地関係	農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について
農政関係	新居浜市農業施策に関する意見書の作成について



13時30分開会

近藤事務局長

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。農業委員16人、推進委員13人でございます。よって、過半数に達しております、この会が成立していることを御報告いたします。それでは、会長よろしくお願ひします。

藤田会長

皆さん、こんにちは。立春を過ぎ、その前に椿まつりがあり椿まつりが過ぎると暖かくなると言われておりますが、一時の寒さより大分暖かくなってきたと感じています。しかし、まだ寒い日が続きますので、十分体調管理には気を付けていただきたいと思います。今皆さん方に農地の利用状況について調査をお願いしております。調査項目が多くあり、その中で農地の所有者が農地の場所が分からぬる、という場合が多いと思います。整地された田だとまだ分かるのですが、山際の畑になると、場所も変わり耕作がやりにくく、保全管理すらなかなか難しいというのが今の状況じゃないかと思います。その中で、皆さんの所有される農地の利用状況の調査で、貸したいという希望が多いですが貸したい希望があつても、担い手がいないというのは皆さんもご存知の通り厳しい状況です。今回から新しい調査票に変わり1年目でパーフ

エクトに行うということは難しいと思います。提出が3月までとなっておりますが、そのような状況も含めて、今年また次年度という形で徐々に完成していかなければ、また調査時にそういうことをお尋ねすることによって、所有者の方も所有農地の場所が確認できるかと思いますので、粘り強くお願ひしたいと思います。

それともう1点、我々24期は7月で任期が満了するわけですが、意見書の提出があり、その意見書の案をまとめることが我々の最後の仕事となっております。その辺のところも十分に御審議をいただいて、その次の25期に引き継いでいけたらと思いますので、どうかよろしくお願ひをいたします。

それでは、ただいまから第33回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

まず、本日の議案につきましては、農地関係が議案第1号から議案第3号まで、農政関係は「新居浜市農業施策に関する意見書の作成について」を議題といたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において片上 和彦委員と村上 壽一委員を指名いたします。両委員さんよろしくお願ひいたします。

これより農地関係の議案の審議に入ります。議案書目次をお開きください。

議案中、第1号は決議事項、第2号及び第3号は意見事項となっております。加えまして参考事項が1件ございます。

1ページを御覧ください。

議案第1号「農地中間管理事業に係る一括方式農用地利用集積計画について」を議題に供しますが、岡田 悅明委員が関係しておりますので、退室願います。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

藤田会長

(委員退室)

藤田会長

休憩前に引き続き会議を開きます。事務局から議案の説明をお願いします。

藤田事務局次長

議案第1号につきましては、新居浜市から送付がありました農地中間管理事業に係る一括方式農用地利用集積計画でございまして、当該計画（案）に対する決定の依頼があり議題に供するものでございます。

内容といたしましては、田6筆、畠2筆、合計面積7,943.00平方メートルございます。

2ページ及び3ページのうち、3ページを御覧ください。計画の内容ですが、利用権の設定を受ける者は、1番が（1-1）さん、2番から6番が（1-2）さん、7番が（1-3）さん、8番が（1-4）でございます。

内訳は、期間10年間が7筆、期間5年間が1筆、利用権の種類等は、使用貸借、新規設定となっております。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、農用地利用集積計画の内容が新居浜市の基本構想に適合するものであること、全部効率利用要件及び常時従事要件が認められること並びに対象農地の関係権利者の同意が得られていることの各要件を満たしております。

なお、利用権の設定を受ける者の設定前後の総面積は、3ページ下段の表のとおりでございます。

御審議よろしくお願ひいたします。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、農地中間管理事業に係る一括方式農用地利用集積計画案について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでし
ょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第1号「農地中間
管理事業に係る一括方式農用地利用集積計画について」を
原案のとおり決定させていただきます。それでは、議案第
1号の審議が終了しましたので、委員の入席を求めます。
ここで暫時休憩いたします。

(休憩後、委員の入席)

藤田会長

4ページをお開きください。

議案第2号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を
議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

井上主任

議案第2号は農地法第5条第1項の規定による権利移動
を伴う農地転用の申請で、申請件数は12件です。

5ページを御覧ください。

24番、本郷一丁目、畠1筆、譲受人（2-1）さん。内容は
賃貸共同住宅245.36平方メートル、農地区分は用途地
域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有
権移転です。

25番、船木字山口、畠2筆、譲受人は（2-2）さん。内容
は露天資材置場、一体利用地として、雑種地1,566平方メ
ートルがあり、農地区分はその他の農地である第2種農地と
判断され、権利区分は所有権移転です。

26番、八幡一丁目、田1筆、譲受人は（2-3）さん。内

容は自己住宅 119.24 平方メートル、農地区分はその他の農地である第 2 種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

6 ページをお開きください。

27 番、西泉町、畠 2 筆、譲受人は（2-4）さん。内容は貸し露天駐車場、一体利用地として、宅地 83.54 平方メートルがあり、農地区分は用途地域であるため第 3 種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

28 番、郷一丁目、畠 1 筆、譲受人は（2-5）さん。内容は自己住宅 91.09 平方メートル、農地区分はその他の農地である第 2 種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

29 番、萩生字治良丸、畠 1 筆、譲受人は（2-6）さん。内容は自己住宅 109.30 平方メートル、農地区分は用途地域であるため第 3 種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

7 ページを御覧ください。

30 番、寿町、畠 2 筆、譲受人は（2-7）さん。内容は露天駐車場、一体利用地として、宅地 535.63 平方メートルがあり、農地区分はその他の農地である第 2 種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

31 番、坂井町三丁目、畠 1 筆、譲受人は（2-8）さん。内容は宅地分譲 1 区画、農地区分は用途地域であるため第 3 種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

32 番、坂井町三丁目、畠 2 筆、譲受人は（2-9）さん。内容は自己住宅 107.65 平方メートル、農地区分は用途地域であるため第 3 種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

8 ページをお開きください。

33番、庄内町三丁目、田1筆、譲受人は（2-10）さん。内容は自己住宅79.49平方メートル、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は使用貸借権で期間は35年です。

34番、宇高町五丁目、田1筆、譲受人は（2-11）さん。内容は自己住宅102.27平方メートル、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は使用貸借権で期間は永年です。

35番、大生院字戸屋鼻、田1筆、譲受人は（2-12）さん。内容は自己住宅124平方メートル、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

以上、24番から35番までのいずれの事案につきましても、申請書および土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。御審議の程よろしくお願ひします。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、24番から35番までについて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。はい、宇野委員。

宇野委員

25番ですが、こちらの申請場所は時期が分からぬですけれども、すぐ横の畠地に同じ（2-2）さんが整備している露天資材置き場がありますが、露天資材置き場にはされておりません。コンクリートの塊の碎いた物を置いており、最近また少しずつ増えております。以前に転用したところがこのような状態で、今回もまた目的が露天資材置き場になっていますが許可したら問題になるんじゃないかなと思います。以前にその地区の方が問題にして、農業委員

会へ話をしたと思いますが、そのコンクリートの壊れた塊を置いており、埋め立ててそこを平地にするのかと思っても、土留めも何もしていません。そのままでコンクリートの塊自体が少しずつ増えています。許可してもよろしいのでしょうか。皆さんで審議をお願いいたします。

井上主任

そちらの方についてはですね過去、産業廃棄物の置き場になっているのではないかということで、確かに通報がありましたので、県の方に一応連絡をしまして、県の方で確認したところ産業廃棄物業扱いにはならない、一応その辺の手続きはすべてとられているという話です。コンクリート破材とか置かれているということなんですけれども一応資材置き場として問題はないという形の回答を県の担当課からはもらっています。

藤田会長

御理解いただけましたか。

宇野委員

コンクリートを碎いて、どこからコンクリートを壊した物を持ってきて、そこに置くというのは。本当に産業廃棄物ではないですか。

藤田会長

要はコンクリートを解体した物を持ってきて、そこでそれを碎いて、資材置き場として許可を得ていると、県に問い合わせたらそれはもう問題がないということなんですか。

今の宇野委員さんが見られた状況と、県の担当者のずれというか違いかなという感じがするのですけども、法的にはそれで良いということですよね。

井上主任

はい、そういうことです。

宇野委員

はい、分かりました。

藤田会長

他に御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第2号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

9ページを御覧ください。

議案第3号「農地転用事業計画変更について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

井上主任

議案第3号は農地転用事業計画変更申請で、申請件数は1件です。

10ページをお開きください。

2番、土橋二丁目、宅地1筆、転用事業者は（3-1）さんです。

変更内容は事業内容の変更で、変更理由等については議案書に記載のとおりとなります。

なお、都市計画法上の開発許可についても変更申請が提出されております。

当該事案につきましては、変更申請書及び添付資料を確認し、変更事由が転用事業者の故意又は重大な過失ではなく、変更後の転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。

御審議の程よろしくお願いします。

ありがとうございました。

以上、2番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。はい、寺尾委員。

寺尾委員

事務所1棟だけの追加ですか。

井上主任

はい。

藤田会長

他に御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり承認相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第5号「農地転用事業計画変更について」を承認相当として県知事に意見を送付いたします。

11ページを御覧ください。

参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についての参考事項ですので、お目通しをお願いします。

以上をもちまして、農地関係の議案の審議がすべて終了いたしました。

よって、これをもちまして暫時休憩いたします。

なお、14時15分から総会を再開いたします。

(休憩)

藤田会長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより農政関係の議題に入ります。本日は、ご案内しておりましたとおり、「新居浜市農業施策に関する意見書の作成について」を議題といたします。

先月の総会において、第24期の意見書の軸となるテーマについて協議を行い、担い手の確保と育成、地産地消の推進と食育の充実、有害鳥獣対策支援策の強化、計画的な農業生産基盤整備の実施という4つのテーマに決定いたしました。本日は、第24期委員として、どのようなことを関係行政機関等に対する意見として提出していくか具体的

な内容について話し合いたいと思います。

それでは、資料について事務局から説明をお願いします。

中森農政係長

それでは、資料についてご説明いたします。

1月の総会でお配りした農政資料の13ページをお開きください。第23期農業委員が令和2年7月16日に提出した意見書の内容を順番に記載し、それぞれの内容の下に前回、農林水産課及び農地整備課の職員に報告していただいた、意見書を提出してからの進捗状況を記載しております。例えば、テーマ1は、担い手の確保と育成についてでございます。現在の新居浜市の状況は農業従事者の高齢化や減少による担い手不足等により深刻な状態が続き、農地の減少が進む大きな原因となっている。このため、担い手の育成と確保は急務であり、具体的にこうする必要があると、(1)から(5)の具体的な内容を意見しております。そして、それぞれ意見した内容に対して担当課が行ったことを下にまとめております。

以下、テーマの2から4についても同様です。

これを参考に、本日、皆様に話し合っていただきたいのが、それぞれのテーマごとの具体的な内容になります。前回の意見と進捗状況、現状をふまえて24期としての意見書の土台を考えていただきたいと思います。本日は、4班に分けさせていただきましたので、1班はテーマ1の「担い手の確保と育成」2班は「地産地消の推進と食育の充実」、3班は、「有害鳥獣対策支援策の強化」、4班は、「計画的な農業生産基盤整備の実施」について話し合いをお願いいたします。

また、各班で出た意見について最後に発表していただきたいと思いますので、まずは、各班で司会者と発表者を決めて話し合いを進めてください。以上です。

藤田会長

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたが、15分時間をとりますので、各班の中で意見を出していただき、最後に発表していただきたいと思いま

す。それでは、話し合いを始めてください。

(15分後)

藤田会長

それでは、15分が経ちましたので、一度締め切らせていただきます。

各班でまとめていただきました意見を発表していただきます。1班からお願ひします。

片上委員

1班ですが、担い手の確保と育成ということでいろいろプリントに書いておりますけども、ご承知のように、今皆さん一斉に農業の実態調査で回っておられると思います。私も回っておりますけども、どこに行っても多くの方が農業をやめたい、貸したい、売りたいという人ばかりです。非常に農業に取り組む環境がないというか、少子高齢化というのもあるかと思いますが、それが今の実態です。毎年のように前向きに考えて意見を出していますが、例えば新規就農で1人150万円お貸ししましょうということですが、150万円いただいてもトラクター1台も買えません。

通常の百姓をするのであれば、本当に難しいというのが私が言うまでもなく皆さんも、わかつておるかと思います。

それではどうするなんかということですが、正直言いまして、なかなか普通の農業では食べていけません。

新居浜市に認定農業者31経営体ございますけども、この中で純利益で黒字の人は果たして何人いるのか。プラスの方が何人いるのかというのははっきり分かりませんが非常に厳しいのではないかと思います。現実的に、新しく新規で就農する人は年間1人いるかいないかぐらいじゃないかと思います。それも果たしてどこまで継続するのかも分かりません。

そのように考えたらこういう施策を打ち出すことは非常に難しいですが、そのようなことばかり言えないので、1班で話した中で出た意見としは、まずここにありますように、

新規就農等々ですね、原則50歳未満で各種要件を満たすものに新規就農者に対して最大150万円の給付金を最長5年間、この50歳はちょっと厳しいということです。できたら60歳から65歳未満ということで、65歳過ぎたら、若干年金もいただくという、そこで持ちこたえるということも考えの一つとしたら、50歳を60歳から65歳に増やしたらどうかという意見がございました。

それと、なぜ新規就農が増えないのか、これは明らかでない利益が出ないからです。利益を出すためにはどうするか、施設園芸でもやらないことにはどうにもなりません。現実に、1班に認定農業者がおられます。その人いわく大変だということですね。そういう施設園芸でも、何千万お金を投資しないといけないですから、投資するにしても、一つの方法としたら皆さんの意見ですが、やっぱりある程度育成かと思います。

施設園芸を始めてすぐに軌道に乗るわけがないので、どこかで勉強して、何年も勉強してやっと、成功すると思うので、1班で考えたのは一つは、先ほど言いましたように、原則的には60歳から65歳に上げてもらうということと、そういう育成から、施設園芸に入る育成をしたらどうかというような意見がございました。なかなかいい方向にはいきませんが、いずれにしても、話し合いの中ではこのような意見がありました。今後の農業が非常に難しいというのは事実でございます。

藤田会長

伊藤（繁）委員

2班お願いします。

2班は地産地消の推進と食育の充実ということで、話し合いました。内容的にはこの文章のままでいいのではないかという意見に收まりました。ただ、農業をされる方、地産地消と言いましても、高齢化が進んで、もう辞めたいというような方もいらっしゃいますので、1班の方もお話しがありましたように若手の方の育成、また組織的にやっていく、個人が集まって組織でやっていくというようなこと

も1つの方法じゃないかということも話に出ました。学校給食への、地域農産物の利用ということで、お米が令和4年が65%、野菜が22%ということで、野菜につきましてはいろいろな食材がありますので、新居浜で生産できないものもたくさんあります。それは難しいとは思いますが、米の65%を100%に近づけていくことは、教育委員会学校給食課とお話しして農家さんと繋いでいけたら一番いいんじゃないいかと思います。

藤田会長

3班は私が発表いたします。

前回の意見書とあまり変わりはないですが、まずこの中で有害鳥獣対策支援策の強化ということで、いろいろ取り組んでいただいているが、取り組んでいただいている以上に個体数が増えております。いずれにしても個体数を少なくするためにどうしたらいいのかということで、まず防護のためのワイヤーメッシュであったり、電柵などの支援策をとにかく強化していただきたい。それともう一つは、資機材がすごく高騰しており限られた予算の中では、数ができるないというその辺のところも含めて、とにかく補助率のアップに取り組んでいただきたい、あと、ロケット花火についての取り扱いについても、もう少し簡単にしたいということです。

次に狩猟免許者を、増やしていただきたい、いずれにしても個体数を少なくするには、まずはワイヤーメッシュや柵で防護し、あと防除として、特に狩猟免許保有者の数を増やしていただきたい。特に銃は難しいので、括り罠の免許をもっと多くの方に取得してもらい講習会などに取り組んで、個体数を減らすということに取り組んでいただきたいということです。

その時の免許取得のための補助費用の部分について今まで言っているのですが、考えていただきたい。また、最近市街地に鳥獣が出てきますのでそうなれば、最後は柵をした中に我々が住まなくてはいけなくなりますので、とにかくそういうならないように、草刈りや野菜を捨てない、管理をしっか

りとする、地域を挙げて集落を挙げていろいろなことの防護活動にもっと取り組んでいただきたい。特にその時に耕作放棄地を少なくすることを今まで以上に取り組んでいただきたいということが、3班の意見です。

藤田会長

村上委員

4班お願いします。

4班は、計画的な農業生産基盤整備の実施についてということで、1番、2番の老朽化した農業用排水路のやり直しと改良という文章通りに続けていただきたいということです。

次に、いろいろ問題が出ましたが、太陽光発電設備の周辺の農地のトラブルについてです。今後も太陽光発電が増えると予想される中で、いろいろ問題が起きていますので地区委員と、行政が協力して、チェックリストなどを作成し、必要があればそれに記録し、それを行政と確認し許可をする。許可したあとの工事後の復元、これも大きな重大な問題です。それについても、最後の検査、最初よりも最後の検査を厳しくするような行政指導が必要ですので、そのような方向になればと思っております。

藤田会長

ありがとうございました。

今、1班から4班まで、4つの項目についての意見を出していただきました。

これで全てできたわけではないのですけど、特に今いただいた中で、1班の育成支援新規就労者の支援事業です。1班の方々のお話では、新規就農者というか、後継者も含めて、とか定年退職の就農支援も含めてもっと強化をして欲しいということに繋がるのかと思います。

今、各班から、このようなことも評価していただければということですが、御意見、御質問はございませんか。

また、2番で学校給食の問題が出ましたが、野菜もですが、学校給食の調理場が令和6年度から大きくなっていくとのことですが、今、お米の供給率が65%なのでもっと率を高めるよう議会でも聞くことがあります現場の声を聞くと、秋の収穫から大体春ぐらいまで、その後の保管のことがあ

り、保管庫を持たれてないと、大気中の水分が上がりますから、その辺の整備ができないと、給食に出せないということがあるので、その辺について学校給食に出されている方もいらっしゃると思いますが生産者の意見はどうですか。はい、渡邊委員。

渡邊委員

今、はまっこ会とJAに分かれて出荷していますが、農家としては新米が取れた時期から、せいぜい春先ぐらいまでしなかったら農繁期に入ってからの納品というとちょっと現実的に難しいので、給食センターの場合は、はまっこ会が終わった後、JAが納品するというパターンになっているので、これはこれで今ちょうどいい具合になっていると思います。やっぱり保管というと、巨大な冷蔵庫を持っているのはJAなのでちょうどいいと思います。その納品率を上げるというと一般的の市民感覚ではJAも納品すると、地元のお米を納品できて大変めでたいことだと多分イメージされるとは思うのですが、JAが納品するお米では経済的には農家が潤うわけではありませんのでその辺の認識をしていただければと思います。

藤田会長

あと例えば学校給食で他の野菜等についても、まず献立を決められるのは3、4ヶ月ぐらい前です。

それから、生産者に発注がいきます。なかなか自然相手で厳しいことと、特に新居浜は専業農家が少ないです。そういった厳しい中でも皆さんで少しでも取り組んで、供給率を高めていくというシステムを行政もいろいろ、関係機関に働きかけていただきたいというようなことを意見書の中に謳っていくのもいいんじゃないかと思います。他に何かございませんか。

今日いろいろ出していただいた意見を事務局でまとめ、次の総会の際に案をまたお示しして、皆さんでもう一度まとめていただいて、最終の案として5月を目指に作成したいと思います。また、実質化を実現化に向けてやっていかなくてはいけない、そのことについても我々は協力をしてやらなくて

はいけない、これも先ほどの片上委員さんの発表でもあったように、担い手がいないと、今回皆さんが農地の利用状況を調査される中で貸したい農地が多い中で借り手がいないというのが現状です。人農地プランのことを考えても各地域でいろいろ取り組んでいただいておりますが、なかなか難しいかと思います。担い手がいないのでできませんという訳にはいきませんので、その辺も文章に入れて事務局の方で皆さんに提案をさせていただきます。今日いろいろ皆さん方に意見を出していただきました。これで終わりではないので、次回もまた議論しもう少し中身の濃い案にしていきたいと思います。よく同じ内容ばかりじゃないかと言われますが、要は少しでも改善されていくようにとのことで意見書を作成したいと考えています。そのところを十分御理解いただきたいと思います。

他に御意見、御質問はございませんか。田坂委員。

田坂委員

私もサラリーマンのときは兼業農家だったんですね。会社でもらったボーナス等々を機械代に回して運用してきました。

今、私この歳になって乾燥機、コンバインも含めて、昔の型だったので廃棄処分したんです。じゃあ、次どういう形をとるかというと 15 ページの JA 共同機械ですが、これを活用するしかないんです。ところが私もこの運用に関係しているのですが、運用できなくなってきたいるんです。というのは、利用者が減ってしまって、これが潰れると新居浜市内の農業が崩壊してしまうんじゃないかと、私、危機感を持っているんです。ということでは是非、この共同機械、要するに請負事業、これを確保しないと、今後の新居浜市内の農業いうのは継続できないと思います。これは極端な話じゃなくて実際にもうすでに運用ができない事業所がたくさん出てます。ということで、補助も含めて非常に大事だと思うので、意見として言わせていただきます。

藤田会長

共同機械利用者部会も平成 5 年に始めて、最初は農機具が

高い等の理由で利用も多かったのですが、諸事情もあり利用が減ってきてている状況です。今、田坂委員が言われたように、共同機械等がなくなるとトラクターは買えるけど、コンバインや乾燥機は買えないというのが農家の現実だと思いますのでこのことについても、新居浜市の農業を守るために提言として入れておきたいと思います。

時間も長くなりましたが、質問がないようでしたら、皆さんからいただいた意見を基に事務局でまた素案を作成しまして皆さん方にお示しをしたいと思います。

皆さん方に、お諮りをいたします。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

他に意見がないようですので、本日、皆さまからいただいた意見をもとに事務局で意見書の案を作成し、提示したいと思いますがいかがでしょうか。

また、追加してほしいという意見がありましたら、2月17日の金曜日を目途に事務局まで連絡をお願いします。

ここで、事務局から連絡事項があります。事務局どうぞ。

中森農政係長

事務局から連絡事項が2点ございます。1点目が、例年4月に実施している先進地視察研修についてですが、候補地の選定をして視察先の自治体に受入依頼の問い合わせをしたんですけど、やっぱりコロナ禍ということもあり、5つの自治体に連絡したのですけど全部断られてしまいました。この結果を受けて1月の総会終了後の役員会で協議をしたんですけど、今回は、残念ですけど中止という形にさせていただいて、7月の委員の改選後に、第25期の委員さん等を、再度また開催の時期、ちょっと4月の前半の週、ちょっとどこの市役所も忙しいので、時期とかについても相談させていただくことになりましたので、ご了承ください。

次に、3月20日の第35回総会終了後の懇親会についてなんですけど、役員会では実施したいという意見がありまし

たので、ちょっとこの場で皆様のご意見をお聞きして実施するかどうかを決定したいと思います。

会場としてリーガロイヤルホテルに問い合わせしたのですけど、1ヶ月前からキャンセル料がかかるんですけどアクリル版とかの設置とか、コロナ対策は十分できているということでした。以上です。

藤田会長

ただいま事務局から説明がありました、3月20日の懇親会の実施について、御意見をお聞かせください。

コロナ感染拡大の前は、懇親会も開催していましたがこの感染下で中止をしていますが、3月20日の総会時はどうなさいますか。

各委員

中止。

藤田会長

それでは懇談会は中止ということでよろしいですか。

全委員

はい。

藤田会長

最後に我々24期の任期が変わるのが7月20日でございます。こういう懇親会も従来、年末、年度末に開催していましたがこれも考えてどうすべきか、7月から新委員に変わりますから、7月に行うのも一つですし、先進地の視察研修についても4月の年度初めだと研修先の事務局の異動などがあるので5月、6月は皆さんもお忙しいので任期満了前の7月に研修を行うことも一つの方法かと思います。いずれにしても、これから時間をかけて、皆さん方とも協議をして、決めていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

以上をもちまして、第33回新居浜市農業委員会総会を閉会いたします。

御協力ありがとうございました。

近藤事務局長

御起立ください。礼。ありがとうございました。



新居浜市農業委員会會議規則第19条第2項の規定によりここに
署名する。

新居浜市農業委員会総会

会長

委員

委員